

令和7年度 税制改正 消費税 ～輸出物品販売上制度～

令和7年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、消費税の輸出物品販売上制度の概要についてお知らせいたします。

～輸出物品販売上制度は、令和8年11月からリファンド方式に移行します。～

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に移行されます。

1 リファンド方式の概要

◇輸出物品販売場（免税店）制度は、令和8年11月1日から、次のとおり、リファンド方式に移行します。

●免税店は、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、**税込価格（課税）**で免税対象物品を販売することとなります。

●免税購入対象者は、免税対象物品を**国外に持ち出すことにつき購入日から90日以内の出国時に税関の確認**（注1、2）を受けることとなります。

●免税店を経営する事業者は、購入記録情報と**持ち出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）**を保存することで、免税の適用を受けることとなります。

●免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**消費税相当額を返金（リファンド）**することとなります。

（注）1 **購入日から90日以内**とは、購入日の翌日から計算して90日目までの期間をいいます。例えば、11月1日に購入した物品については、翌年1月30日が税関での確認期限となります。

2 **税関の確認の際に**、同一の購入記録情報（一の販売（領収）単位）に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、その購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について、その確認を受けることはできません。

< 免税方式の見直し >

① 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、税関確認情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。

この改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「**リファンド方式**」となります。

② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。

③ 税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者（承認送信事業者を含む。）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。

2 免税対象物品の範囲等の見直し

●一般物品と消耗品の区分や消耗品に係る購入上限額（50万円）、特殊包装の廃止

●通常生活の用に供するかどうかの要件の廃止

◇リファンド方式への移行に伴い、次のとおり見直されます。

	区分	免税対象金額	免税対象物品	特殊包装
現行制度	一般物品	5千円～	通常生活の用に供する物品	不要
	消耗品	5千円～50万円		必要



見直し後	区分なし	5千円～	用途を問わない	不要
------	-------------	-------------	----------------	-----------

区分の廃止	購入上限額の廃止	用途要件の廃止	包装の廃止
--------------	-----------------	----------------	--------------

（注）一般物品と消耗品の区分廃止に伴い、購入下限額（5千円）の判定もこれらを区分せず（税抜価額により）行います。

◇免税対象物品は、次に掲げる物品以外の物品とされます（注）。

①金及び白金の地金

②金貨及び白金貨

③消費税が非課税とされる物品

（注）免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、税関の確認を受けることはできません。

そのため、免税店で購入する免税対象物品は、出国時にその全てを自らが所持して持ち出す（輸出する）ことができる数量に限られます。

※ 購入の際に免税店から免税対象物品を直送することもできます。

3 免税販売手続等の見直し

- 船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直し
- 単価100万円（税抜価額）以上の商品に購入記録情報として「商品情報詳細」を設定

◇免税購入対象者の確認方法等の見直し

・船舶観光上陸許可等により在留する者の免税販売手続において、上陸許可書（在留資格の確認）に加えて、**旅券の提示（注）**を求めることとされます。

（注）船舶観光上陸許可により在留する者については、**旅券の写しの提示**を含みます。

・日本国籍を有する非居住者が国外に2年以上居住することの証明書類（現行制度は在留証明又は戸籍の附票の写し（注1））に**マイナンバーカード（注2）**が追加されます。また、購入記録情報として設定するこの証明書類の内容は、**証明書類の種類及び国外転出日（又は国外定住日）の2項目に緩和され、証明書類の写し等の保存は不要**とされます。

（注）1 これらの証明書類については、**本籍の記載は不要**とされます。

2 国外に転出した旨の記載があるものに限りです。

◇購入記録情報として提供する項目の見直し

- ・単価100万円（税抜価額）以上の商品を販売した場合、商品の属性に応じ、**次の事項を組み合わせ**て「免税対象物品を特定するに足りる事項（商品情報詳細）」を提供することとされます（必須項目）。
 - ・免税対象物品の具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書（鑑別書）若しくは保証書付きである旨
 - ・シリアル番号の付された腕時計のような商品は、上記の事項に加えそのシリアル番号
- ・「商品分類」や「販売場名称（英語表記）」が任意項目（注）として追加されます。

（注）「商品分類」は任意項目とされますが、「品名」欄等からその商品を特定できない場合、法令上の提供項目である「品名」が設定されていないものとして、免税購入対象者が税関の確認を受けられない可能性があります。そのため、免税店において「商品分類」欄の設定を適切に行うことによって、空港等で免税購入対象者が円滑に税関の確認を受けることができるようになります。

◇直送制度の見直し

免税購入対象者が免税店で運送契約を締結し、その場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す免税販売方式（いわゆる直送制度）については、現行制度に代えて**消費税法第7条（輸出免税制度）（注）**により免税の適用を受けることができることとされます。そのため、リファンド方式移行後に直送制度を適用する場合、免税店における一連の**免税販売手続や購入記録情報の提供は不要**となります。

（注）販売場（リファンド方式移行後は免税店に限りません。）において顧客（免税購入対象者に限りません。）が運送契約を締結し、その場で商品を運送事業者へ引き渡す方法。この場合、現行制度と同様、事業者において一定の事項が記載された運送契約書等の保存が必要となります。

4 免税店の区分や許可要件等の見直し

- 免税店の区分や許可要件が見直し
- 申請届出手続を簡素化

◇一般型免税店と手続委託型免税店の区分の統合等

- ・一般型免税店と手続委託型免税店の区分が統合されるとともに、次のとおり見直されます。
 - ・免税店の許可要件については、要件の一部が緩和される一方、「**免税販売手続や購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を適正に実施するための必要な体制が整備されていること**」が新たに追加されます。
 - ・一般型免税店を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせることができることとされ、この場合の要件（免税手続カウンターの設置場所）については、**現行制度での「特定商業施設」内である必要はなくなります**（ただし、免税手続カウンターで行われる免税販売手続は一般型免税店での免税対象物品の販売と同一の日に行う必要があります。）。
- ・免税販売手続電子化未対応の免税店（令和8年10月31日までに「購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出の免税店）については、**令和8年10月31日をもって免税店許可の効力を失うこととされます**。

（注）令和8年11月1日以降、既存の一般型免税店又は手続委託型免税店は新制度の一般型免税店の許可を受けたものとみなされます（上記の電子化未対応の免税店を除きます。）。また、手続委託型免税店は、事業者間の現在の委託関係等に変更がなければ、特段の手続なく現行制度で委託している承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることが可能です。

<免税店の区分>

現行制度	一般型免税店	手続委託型免税店	自動販売機型免税店
見直し後	一般型免税店		同上

◇申請届出手続の簡素化

免税店を移転する場合、現行制度では移転後の販売場について改めて許可を受ける必要がありますが、リファンド方式においては現行制度と異なり**変更届出書の提出で移転手続が可能**となります。

また、免税店の許可要件等の見直しに伴い、現行制度で免税店の区分ごとに分かれている許可申請書等や変更内容ごとに分かれている届出書がそれぞれ統合され、免税店制度に係る各種申請届出書の添付書類も簡素化（「会社案内」等の提出は不要）されます。

～適用時期～

この改正は、令和8年11月1日以降に免税店で行う免税対象物品の譲渡（販売）から適用されます。

（注）免税店を経営する事業者の方が、**令和8年11月1日以降も免税店で行う取引について免税の適用を受けるためには、リファンド方式に対応する必要があります**。現行制度とリファンド方式を併用する移行期間はありません。